

# 委託費執行 概要書

市長	副市長	総務部長	部長	課長	課長補佐	係長	課員	審査	設計

執行年度	令和8年度													
業務名	令和8年度稲敷市都市計画基礎調査業務						起工設計書							
履行場所	稲敷市全域													
方法	委託				原契約年月日	令和	年	月	日					
履行期間	契約締結日の翌日				から	令和	9	年	2	月	26	日	まで	日間
請負人 又は 受託者														

費目	起工	第1回変更	増減(△)	変更請負に付する業務価格 =変更積算業務価格×請負比率  請負比率: $\frac{\text{起工(前回変更)時の請負決定額}}{\text{起工(前回変更)時の積算額}}$ (小数点7位切り捨て6位止め)  変更積算業務価格           —           円 請負比率                       —           円 変更業務価格                 —           円
起工額				
委託に付する額				
業務価格				
測量試験費 又は工事雑費				
消費税相当額				
委託決定額				

業 務 概 要									
内 容	規格1	数量1	単位1	規格2	数量2	単位2	規格3	数量3	単位3
令和8年度稲敷市都市計画基礎調査業務		1	式						

市内全域

変更理由

# 令和8年度 稲敷市都市計画基礎調査業務 特記仕様書

## 第1章 総 則

### (総則)

第1条 本特記仕様書は、稲敷市（以下「甲」という。）が委託する「令和8年度 稲敷市都市計画基礎調査業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

### (調査の目的)

第2条 本業務は、都市計画法第6条第1項に規定された「都市計画に関する基礎調査」を実施するもので、調査区の設定、土地利用現況・建物現況・都市施設・市街地整備の状況等について調査し、都市の現況及び動向を把握する事を目的とする。

### (適用範囲)

第3条 本特記仕様書は、本業務に適用し、対象区域・期間は以下の通りとする。

- (1) 調査対象区域は、稲敷市全域とする。
- (2) 委託期間は、契約日の翌日から令和9年2月26日までとする。

### (秘密保持・情報セキュリティ)

第4条 受注者（以下「乙」という。）は、本業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。また個人情報に関する貸与資料については「個人情報の保護に関する法律」を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行わなければならない。

また、乙は、社内のセキュリティ体制が確立されていることを証明するために、機密保持に関する社内規定を設けていること、また一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が発行した認定書（プライバシーマーク）を取得していることを受託の条件とする。

### (提出書類)

第5条 本業務の着手及び完了にあたっては、次の書類を提出しなければならない。

着手時：業務着手届・管理技術者及び照査技術者・工程表・実施計画書

完了時：業務完了届・納品書・請求書

### (損害賠償及び瑕疵担保)

第6条 本業務の作業中に第三者に与えた損害等は、全て乙の負担とする。また、業務完了後の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、担当者の指示する修正、補足その他必要な作業を乙の負担において行うものとする。

### (守秘義務)

第7条 本業務において、乙は在職中はもとより、退職後といえども業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならない。また、個人情報取り扱い規約に関しては乙より別紙を提出し、甲の承認を受けるものとする。

### (協議)

第8条 本特記仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本特記仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上これを定める。

### (データの帰属)

第9条 本業務に係る成果品データの著作権は、すべて甲に帰属する。よって乙は甲の承認を得ずに他に公表・譲渡・貸与または使用してはならない。

### (業務カルテの登録業務)

第10条 本業務は、業務カルテの登録対象業務であるので、共通仕様書第1110条の3に則り、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）への登録及び業務カルテ受領書の写しの監督員への提出等を行わなければならない。

## 第2章 業務内容

### (業務内容)

第11条 本業務は、茨城県土木部都市局都市計画課が定めた「都市計画基礎調査実施要領（令和7年3月）」（以下「県要領」という。）に基づき、要領に位置づけられている市町村の標準調査項目について、調査を行うものとする。また、調査を実施する際は前回調査データ、航空写真・住宅地図等を用いて机上調査及び現地調査等を行い、下記項目の成果品（調書及び図面）を作成するものとする。

#### ① 調査区の設定

調書…【調書 0-1-1】 調査区の特性 [標準]

図面…【図面 0-1-1】 都市計画基礎調査・調査区図 (1/25,000) [標準]

#### ② 土地利用

調書…【調書 4-2-1】 土地利用分類別面積・構成比総括調書 [標準]

【調書 4-2-2】 調査区別土地利用分類別面積・構成比調書 [標準]

【調書 4-3-1】 市街化区域内非可住地状況総括調書 [標準]

【調書 4-3-2】 市街化区域内非可住地状況個別対応調書 [標準]

【調書 4-4-1】 市街化区域内農地・未利用地・大規模低利用地総括調書  
[標準]

【調書 4-4-2】 市街化区域内農地・未利用地・大規模低利用地個別調書  
[標準]

【調書 4-5-1】 法適用状況調書 [標準]

【調書 4-6-1】 地区計画・条例・協定等調書 [標準]

【調書 4-7-1】 農業関係事業実施状況調書 [標準]

図面…【図面 4-2-1】 土地利用現況図 (1/25,000) [標準]

- 【図面 4-3-1】市街化区域内非可住地分布図 (1/25,000) [標準]
- 【図面 4-4-1】市街化区域内農地・未利用地・大規模低利用地分布図 (1/25,000) [標準]
- 【図面 4-5-1】法適用状況図 (1/25,000) [標準]
- 【図面 4-6-1】地区計画・条例・協定等指定状況図 (1/25,000) [標準]
- 【図面 4-7-1】農業関係事業実施状況図 (1/25,000) [標準]
- ③ 建築物の用途
  - 図面…【図面 10-1-1】建物用途現況図 (1/2,500) [標準]
- ④ 都市施設の位置、利用状況及び整備の状況
  - 調書…【調書 11-1-1】都市計画事業進捗状況調書（街路） [標準]
  - 【調書 11-1-2】都市計画事業進捗状況調書（公園・緑地等） [標準]
  - 【調書 11-1-3】都市計画事業進捗状況調書（下水道等） [標準]
  - 【調書 11-2-1】市街地開発事業状況調書 [標準]
  - 図面…【図面 11-1-1】道路・交通施設及び公園緑地、その他の都市施設図 (1/25,000) [標準]
  - 【図面 11-1-2】下水道図 (1/25,000) [標準]
  - 【図面 11-2-1】市街地開発状況図 (1/25,000) [標準]
- ⑤ 土地の自然的環境
  - 調書…【調書 13-1-1】緑地現況調書 [標準]
  - 図面…【図面 13-1-1】緑地現況図 (1/25,000) [標準]
- ⑥ 宅地開発の状況及び建築の動態並びに低未利用地及び空き家等の状況
  - 調書…【調書 14-1-1】開発行為等状況調書 [標準]
  - 【調書 14-2-1】農地転用状況総括調書 [標準]
  - 【調書 14-4-1】新築状況総括調書 [標準]
  - 図面…【図面 14-1-1】開発行為等状況図 (1/25,000) [標準]
  - 【図面 14-2-1】農地転用状況図 (1/25,000) [標準]
  - 【図面 14-4-1】新築分布状況図 (1/25,000) [標準]
- ⑦ その他、上記に定めるもののほかに甲が必要とする調査項目が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

#### 【作業方法】

##### 補足 1) 土地利用現況図について

令和 4 年度都市計画基礎調査における土地利用現況図データを基に、最新版の航空写真、住宅地図、土地情報、家屋情報、Web 情報等を用いて、市内全域の土地利用について判読を行い、1/2,500 地形図をベースとした土地利用現況図データを作成する。

机上調査で判読困難な箇所は、現地調査を実施した上でデータを更新し、成果品用として、1/25,000 縮小図として出力する。

補足 2) 太陽光発電施設について

「太陽光発電施設立地状況図」を開発申請書等の届け出書類及び航空写真で判読可能な太陽光発電施設について作成する。(建築物屋根設置は除く。)

補足 3) 建物用途現況図について

前回調査成果の建物用途の図形データをもとに、最新の住宅地図や航空写真、建築確認申請データを利用して、机上調査により建物の追加、削除及び建物用途の判読作業を行う。

1/2, 500DMデータが古い場合は、航空写真を参考に、新たに家屋ポリゴンを作成するが、DMデータの修正は行わない。

さらに、判読困難な箇所は現地調査を実施した上で建物用途データを更新し、成果品用として 1/2, 500 で建物用途現況図を図郭毎に出力する。

(1) 調書データ作成について

調書データ作成は、「都市計画基礎調査要領」(令和 7 年 3 月茨城県土木部都市局都市計画課)に基づいたデータ形式に従って調査項目毎に入力作業を行い、市控え用・県提出用の調書データファイルを作成する。

(2) 図形データ・図面データ作成について

図形データは、「都市計画基礎調査要領」及び「GIS データ定義書」(令和 7 年 3 月茨城県土木部都市局都市計画課)に基づき GIS データを作成する。その際は Shape 形式のデータフォーマットとし、全調査図データについて構築し、市・県提出用の図形データファイルを作成する。

また、図面データについては、出力図面のイメージを汎用性の高い PDF 形式で各図面のデータを作成する。

(3) 報告書作成

報告書作成は、本業務で作成された調書データ及び図形データを出力し、以下の通りに報告書を作成し、ドッジファイル(左とじ・2 穴)に綴じこむ。

- ① 調書：出力調書は A4 版左綴じとし、データは調書用 CD-R 等の媒体に格納する。
- ② 図面：規定のサイズ(27cm×20cm)に折りたたみ、図面ラベル・凡例を付けて A4 版図面袋に収納し、図面袋の表に図面リストを貼り付け、図面提出総括表を目次として先頭に綴じこみ、データは図面用 CD-R 等の媒体に格納する。

**(成果品)**

第 1 2 条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- |                                   |                  |
|-----------------------------------|------------------|
| (1) 基礎調査調書(紙出力)                   | 2 部(市 1 部・県 1 部) |
| (2) 基礎調査図面(紙出力)                   | 2 部(市 1 部・県 1 部) |
| (3) 基礎調査調書データ(Excel) [CD-R 等]     | 2 部(市 1 部・県 1 部) |
| (4) 基礎調査図面データ(Shape・PDF) [CD-R 等] | 2 部(市 1 部・県 1 部) |

### (成果品の検査)

第13条 乙は、業務完了時に甲の成果品検査を受けなければならない。成果品の検査において訂正を指示された箇所については直ちに訂正する。また、検査完了後といえども、成果品に何らかの瑕疵が発見された場合、乙は直ちに成果品の修正を行わなければならない。

### (納入場所)

第14条 本業務成果品納入場所は以下の通りとする。

納入場所 稲敷市役所 地域振興部 産業振興課

### (納入期限)

第15条 本業務納入期限は、令和9年2月26日とする。ただし、業務の期間中であっても、茨城県都市計画課による実施状況ヒアリング等の実施に伴い提出等が必要となる場合は、指摘の期日までに甲が必要とした資料等を提出するものとする。

## 内 訳 表

費目	工種	種別	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
令和 8 年度稲敷市都市計画基礎調査業務								
直接原価								
直接人件費				式	1.0			直接人件費明細表
直接経費				式	1.0			
間接原価								
	その他原価			式	1.0			
業務原価								
一般管理費								
業務価格								
消費税及び地方消費税				%	10.0			
<b>総計</b>								

